

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月20日

【中間会計期間】 第96期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社西日本シティ銀行

【英訳名】 THE NISHI-NIPPON CITY BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 新 藤 恒 男

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

【電話番号】 092(476)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 光 富 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号
株式会社西日本シティ銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3563)3330

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 泉 和 文

【縦覧に供する場所】 株式会社西日本シティ銀行 大分中央支店
(大分市府内町三丁目1番7号)
株式会社西日本シティ銀行 東京支店
(東京都中央区京橋一丁目11番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	55,599	50,762	104,736	111,847	141,954
うち連結信託報酬	百万円	5	5	4	11	11
連結経常利益	百万円	5,551	7,616	14,401	11,896	24,392
連結中間純利益	百万円	2,932	4,794	4,691		
連結当期純利益	百万円				3,685	14,542
連結純資産額	百万円	125,554	132,581	251,464	129,053	246,297
連結総資産額	百万円	3,977,569	3,905,440	6,758,530	3,853,378	6,728,476
1株当たり純資産額	円	272.07	287.40	262.11	279.68	253.38
1株当たり中間純利益	円	6.35	10.39	6.77		
1株当たり当期純利益	円				7.98	24.58
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円			5.43		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					22.74
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.48	9.84	8.64	8.79	8.49
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	55,930	150,184	128,918	29,890	13,715
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,462	55,128	83,675	112,029	141,085
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	25,023	18,391	32,681	22,375	45,301
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	203,289	321,129	311,496		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				207,677	298,923
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,258 [1,002]	3,072 [1,117]	5,351 [2,221]	3,143 [1,002]	5,283 [1,751]
信託財産額	百万円	1,723	1,734	1,686	1,732	1,662

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成15年度中間連結会計期間、平成15年度及び平成16年度中間連結会計期間は潜在株式が存在しないので記載しておりません。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。
なお、当行は国内基準を採用しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。
なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

なお、株式会社福岡シティ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成15年度 中間連結会計期間	平成16年度 中間連結会計期間	平成15年度
		(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
連結経常収益	百万円	45,461	46,492	94,804
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	4,003	271	3,015
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	5,524	5,028	
連結当期純利益	百万円			5,627
連結純資産額	百万円	83,220	81,022	87,134
連結総資産額	百万円	2,970,481	2,909,397	2,942,996
1株当たり純資産額	円	48.66	40.59	59.98
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	20.33	18.51	
1株当たり当期純利益	円			17.62
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	10.49		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円			10.69
連結自己資本比率 (国内基準)	%	5.40	5.55	5.80
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	86,563	36,640	71,284
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,525	2,631	88,003
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	34	1,142	8,762
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	157,364	173,317	
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円			140,424
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,689 [1,293]	2,422 [1,303]	2,595 [1,307]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成16年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失となったため記載しておりません。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。
なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期中	第95期中	第96期中	第94期	第95期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	55,675	48,218	96,286	109,905	130,891
うち信託報酬	百万円	5	5	4	11	11
経常利益	百万円	7,087	7,510	13,250	13,125	21,445
中間純利益	百万円	4,586	4,504	4,460		
当期純利益	百万円				5,283	12,303
資本金	百万円	50,872	50,872	59,364	50,872	59,364
発行済株式総数	千株	461,895	461,895	普通株式 692,977 第一回優先株式 70,000	461,895	普通株式 692,977 第一回優先株式 70,000
純資産額	百万円	126,986	133,605	250,680	130,415	246,657
総資産額	百万円	3,981,666	3,914,037	6,481,672	3,858,914	6,452,182
預金残高	百万円	3,483,926	3,431,191	5,736,283	3,394,705	5,778,170
貸出金残高	百万円	2,841,048	2,686,697	4,448,284	2,738,500	4,542,744
有価証券残高	百万円	665,065	679,516	1,361,563	627,606	1,260,644
1株当たり中間配当額	円					
1株当たり配当額	円				2.50	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.48	9.61	8.34	8.58	8.20
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,718 [775]	2,510 [894]	4,206 [1,746]	2,590 [780]	4,162 [1,391]
信託財産額	百万円	1,723	1,734	1,686	1,732	1,662
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、株式会社福岡シティ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第136期中	第137期中	第136期
決算年月		平成15年 9月	平成16年 9月	平成16年 3月
経常収益	百万円	39,600	40,201	83,194
経常利益 (は経常損失)	百万円	4,898	2,252	10,060
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	5,554	4,437	
当期純利益	百万円			10,508
資本金	百万円	60,703	60,703	60,703
発行済株式総数	千株	普通株式 272,411 第一回優先株式 70,000	普通株式 272,411 第一回優先株式 70,000	普通株式 272,411 第一回優先株式 70,000
純資産額	百万円	84,141	87,003	92,519
総資産額	百万円	2,704,986	2,635,713	2,670,438
預金残高	百万円	2,469,519	2,423,862	2,413,758
貸出金残高	百万円	1,967,568	1,819,655	1,886,738
有価証券残高	百万円	473,901	509,949	495,621
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	
1株当たり配当額	円			普通株式 1.00 第一回優先株式 12.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	5.42	5.00	5.28
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,819 [373]	1,759 [346]	1,767 [373]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。
西銀カード株式会社

平成17年6月1日、同社は連結子会社である九州カード株式会社と合併し、消滅会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	債権管理・再生支援業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	4,544 [1,838]	9 [2]	798 [381]	5,351 [2,221]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,477人を含んでおりません。

2 当行は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員12名は従業員数に含めて記載しております。

3 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	4,206 [1,746]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,945人を含んでおりません。

2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員12名は従業員数に含めて記載しております。

3 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

4 当行の従業員組合は西日本シティ銀行職員組合と称し、組合員数は3,567人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(1) 経営の基本方針

当行の目指す姿を表現する「経営理念」と、理念を実現するための「行動憲章」を、次のとおり定めております。

経営理念

西日本シティ銀行は、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する“九州 1”バンクを目指します。

お客さまに一番近い

お客さまに一番近い銀行として、誠実に対応し、圧倒的に支持される銀行をめざします。

地域に貢献する

健全経営を基本に、地域に貢献し、積極的に社会的責任を果たすことで広く信頼される銀行をめざします。

期待に応える人づくり

あたたかな心とチャレンジ精神を持ち、自由闊達で積極果敢に行動する人づくりに努めます。

行動憲章

心がある

私たちは、いつもお客さまの身になって、丁寧に対応し、真摯にご相談に取り組みます。

情熱がある

私たちは、いつもお客さまの声に、熱く行動し、チャレンジし、スピーディにお応えします。

夢がある

私たちは、いつもお客さまの期待をこえた、新しく、価値のある提案をお届けします。

当行は、この経営理念のもと、経営の健全性向上に向けて一層充実した取組みを図りつつ、高い収益力をもつ「九州 1」の地域金融機関を目指すとともに、常に健全な経営活動を展開し、お客さまや地域のニーズに即応した質の高い金融サービスを提供していくことが基本的使命であると考えております。

(2) 目標とする経営指標、中長期的な経営戦略

当行は、経営理念に掲げた『九州 1バンク』の実現に向けて、4年間(平成17年4月～平成21年3月)を計画期間とする中期経営計画「アクティブNCB」を策定し、本計画に掲げた諸施策に取り組んでおります。

目標とする経営指標

「アクティブNCB」において目標とする経営指標としては、中小企業・個人取引の規模を表す計数だけでなく、地域の皆さまにご支持いただくために重要な収益性・効率性を表す計数のほか、企業価値を表す一つの指標として時価総額を掲げております。

目標とする経営指標

項目	経営指標	目標計数等 (平成21年3月期)
1. 顧客基盤の拡大	中小企業等貸出の残高・先数 個人ローンの残高	九州 1
2. 収益の増加	コア業務純益 経常利益 当期純利益	700億円以上 500億円以上 300億円以上
3. ローコスト化	OHR (経費÷コア業務粗利益)	50%程度
4. 健全性の向上	再生法開示債権比率	4%程度
5. 資本の充実	連結自己資本比率 うちTier 比率 繰延税金資産比率 (対Tier、単体ベース)	8%以上 6%以上 10%程度
6. マーケット評価の向上	格付 時価総額	地銀上位水準 九州地銀 1

基本施策 (アクション・プラン)

中小企業・個人取引を拡大するとともに、この分野での効率性を向上させリスクを巧くマネジメントすることにより、収益性をさらに高めるビジネスモデルを「コア事業モデル」と表現することとし、「コア事業モデル」の確立に向けて、4つの基本施策(営業施策、効率化施策、リスクマネジメント施策、グループ経営施策)に取り組んでまいります。

また、「コア事業モデル」を確立するうえでベースとなるべき企業風土を構築するための施策を、併せて展開いたします。

(経営成績)

当中間連結会計期間のわが国経済は、設備投資の増加や輸出の持ち直しを背景とした企業収益の回復が、雇用環境の改善や個人消費の増加へと波及し、国内民間需要に支えられた景気の持続的な回復に向けて、力強さを取り戻しつつ推移いたしました。

この間、金融界におきましては、政府・日本銀行が一体となってデフレからの脱却を確実なものとするべく、量的金融緩和策を継続させるなか、主要行は収益力強化に向けた取組みを展開する一方、地域金融機関は「地域密着型金融推進計画」を策定し、中小企業金融の円滑化と経営力の強化に向けた具体的取組みを拡充させております。

このような金融経済環境のなか、当中間連結会計期間の業績は次のようになりました。なお、当行は前連結会計年度期中での合併を行ったため、損益状況についての比較を行っておりません。

主要勘定の中間連結会計期間末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、前連結会計年度比290億円増加し6兆557億円となりました。一方、貸出金は、住宅ローン債権の一部を証券化したことや不良債権の償却及び売却によるオフバランス化を進めたことにより、前連結会計年度比1,105億円減少し4兆7,003億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度比1,038億円増加し1兆3,460億円となりました。なお、総資産は、前連結会計年度比300億円増加し6兆7,585億円となりました。

損益状況につきましては、資産の健全性を高めるため不良債権処理の促進を図る一方、資金の効率的運用、フィービジネスの拡大及び経費削減を進めたことや住宅ローン債権の証券化による譲渡益を計上したことにより、経常収益は1,047億36百万円、経常利益は144億1百万円、中間純利益は46億91百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は8.64%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

銀行業務

当行及び株式会社長崎銀行で構成されている銀行業務につきましては、経常収益1,011億61百万円、経常費用871億89百万円となり、その結果経常利益は139億72百万円となりました。

債権管理・再生支援業務

債権管理・再生支援業務につきましては、経常収益3億70百万円、経常費用19億13百万円となり、その結果経常損失は15億43百万円となりました。

その他の業務

その他の業務につきましては、経常収益108億26百万円、経常費用94億21百万円となり、その結果経常利益は14億5百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を主因に、前連結会計年度比125億円増加し3,114億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の計上、預金・譲渡性預金の増加及び貸出金の減少を主因に、前連結会計年度比1,152億円増加し、1,289億円の収入超過となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした新規投資が売却・償還を上回ったことにより、前連結会計年度比574億円増加したものの836億円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済等により、前連結会計年度比779億円減少し、326億円の支出超過となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門614億69百万円、国際業務部門は11億45百万円、合計で626億15百万円となりました。

役務取引等収支はフィービジネスの拡大を進め、国内業務部門92億5百万円、国際業務部門1億17百万円、合計で93億22百万円となりました。

その他業務収支については、住宅ローン債権の証券化による譲渡益を計上したことにより85億14百万円となりました。

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	33,368	892		34,261
		株式会社福岡シティ銀行	32,257	750		33,008
	当中間連結会計期間		61,469	1,145		62,615
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	35,466	1,805	15	37,256
		株式会社福岡シティ銀行	34,719	908	77	35,550
	当中間連結会計期間		65,039	3,759	87	68,711
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,097	913	15	2,995
		株式会社福岡シティ銀行	2,461	157	77	2,542
	当中間連結会計期間		3,569	2,614	87	6,096
信託報酬	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5			5
		株式会社福岡シティ銀行				
	当中間連結会計期間		4			4
役務取引等収支	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	7,827	81		7,909
		株式会社福岡シティ銀行	1,826	50		1,877
	当中間連結会計期間		9,205	117		9,322
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	10,402	114		10,516
		株式会社福岡シティ銀行	5,934	69		6,004
	当中間連結会計期間		15,956	170		16,127
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,574	32		2,607
		株式会社福岡シティ銀行	4,108	18		4,127
	当中間連結会計期間		6,751	52		6,804
特定取引収支	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5			5
		株式会社福岡シティ銀行				
	当中間連結会計期間		13			13
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5			5
		株式会社福岡シティ銀行				
	当中間連結会計期間		13			13
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行				
		株式会社福岡シティ銀行				
	当中間連結会計期間					
その他業務収支	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	53	185		132
		株式会社福岡シティ銀行	67	9		58
	当中間連結会計期間		8,929	415		8,514
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	89	185		275
		株式会社福岡シティ銀行	119	21		141
	当中間連結会計期間		9,914	387		10,302
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	143			143
		株式会社福岡シティ銀行	51	31		83
	当中間連結会計期間		984	803		1,788

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行2百万円、株式会社福岡シティ銀行3百万円、当中間連結会計期間10百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、国内業務部門5兆9,645億94百万円、国際業務部門2,660億3百万円となり、両部門間の資金貸借の平均残高相殺後の合計で6兆619億85百万円と前中間連結会計期間比966億64百万円の減少となりました。これに係る受取利息は、国内業務部門650億39百万円、国際業務部門37億59百万円となり、両部門間の資金貸借の利息相殺後の合計で687億11百万円となりました。この結果利回りは、国内業務部門2.17%、国際業務部門2.81%となり、合計で2.26%となっております。

資金調達勘定平均残高は、国内業務部門6兆1,445億円42百万円、国際業務部門2,425億73百万円となり、両部門間の資金貸借の平均残高相殺後の合計で6兆2,185億3百万円と前中間連結会計期間比1,390億16百万円の減少となりました。これに係る支払利息は、国内業務部門35億69百万円、国際業務部門26億14百万円となり、両部門間の資金貸借の利息相殺後の合計で60億96百万円となりました。この結果利回りは、国内業務部門0.11%、国際業務部門2.14%となり、合計で0.19%となりました。

国内業務部門

種類	期別		平均残高	利息	利回り
			金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	(35,188) 3,394,696	(15) 35,466	2.08
		株式会社福岡シティ銀行	(75,983) 2,650,087	(77) 34,719	2.61
	当中間連結会計期間		(168,612) 5,964,594	(87) 65,039	2.17
うち貸出金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,752,399	33,393	2.42
		株式会社福岡シティ銀行	2,123,740	32,167	3.02
	当中間連結会計期間		4,693,798	60,228	2.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	497,433	2,045	0.82
		株式会社福岡シティ銀行	419,497	1,888	0.89
	当中間連結会計期間		999,701	4,608	0.91
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	106,109	2	0.00
		株式会社福岡シティ銀行	4,131	2	0.13
	当中間連結会計期間		63,904	2	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,705	0	0.00
		株式会社福岡シティ銀行	26,119	85	0.65
	当中間連結会計期間		33,670	76	0.45
資金調達勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,550,826	2,097	0.11
		株式会社福岡シティ銀行	2,714,945	2,461	0.18
	当中間連結会計期間		6,144,542	3,569	0.11
うち預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,412,722	784	0.04
		株式会社福岡シティ銀行	2,652,059	1,642	0.12
	当中間連結会計期間		5,954,068	1,682	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	30,658	5	0.03
		株式会社福岡シティ銀行	1,224	0	0.03
	当中間連結会計期間		79,306	12	0.03
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5,737	0	0.00
		株式会社福岡シティ銀行	11,420	0	0.00
	当中間連結会計期間				
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	22,900	5	0.05
		株式会社福岡シティ銀行	16,952	0	0.00
	当中間連結会計期間		37,671	11	0.06
うち借入金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	42,254	317	1.49
		株式会社福岡シティ銀行	37,142	466	2.50
	当中間連結会計期間		44,104	383	1.73

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「国内業務部門」は、当行及び連結子会社の円建取引であります。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行163,356百万円、株式会社福岡シティ銀行118,281百万円、当中間連結会計期間210,039百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行3,999百万円、株式会社福岡シティ銀行3,912百万円、当中間連結会計期間17,982百万円)及び利息(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行2百万円、株式会社福岡シティ銀行3百万円、当中間連結会計期間10百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
- 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別		平均残高	利息	利回り
			金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	138,404	1,805	2.60
		株式会社福岡シティ銀行	86,631	908	2.09
	当中間連結会計期間		266,003	3,759	2.81
うち貸出金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,413	24	1.99
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		3,359	31	1.86
うち有価証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	112,378	1,727	3.06
		株式会社福岡シティ銀行	84,988	839	1.97
	当中間連結会計期間		240,347	3,616	3.00
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,419	21	1.23
		株式会社福岡シティ銀行	834	5	1.20
	当中間連結会計期間		4,422	72	3.24
うち預け金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	18,012	1	0.02
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		17,896	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	(35,188)	(15)	1.56
		株式会社福岡シティ銀行	116,218	913	
	当中間連結会計期間		(75,983)	(77)	0.36
		86,700	157		
		(168,612)	(87)	2.14	
		242,573	2,614		
うち預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	4,394	9	0.44
		株式会社福岡シティ銀行	9,533	66	1.38
	当中間連結会計期間		7,872	65	1.65
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	38,442	278	1.44
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		26,197	454	3.46
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	23,159	160	1.37
		株式会社福岡シティ銀行	1,158	6	1.11
	当中間連結会計期間		24,821	237	1.91
うち借入金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「国際業務部門」は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行10百万円、株式会社福岡シティ銀行百万円、当中間連結会計期間18百万円)を控除して表示しております。
- 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
- 5 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別		平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
			小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,533,101	35,188	3,497,913	37,272	15	37,256	2.12
		株式会社福岡シティ銀行	2,736,719	75,983	2,660,736	35,628	77	35,550	2.66
	当中間連結会計期間		6,230,598	168,612	6,061,985	68,799	87	68,711	2.26
うち貸出金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,754,812		2,754,812	33,417		33,417	2.41
		株式会社福岡シティ銀行	2,123,740		2,123,740	32,167		32,167	3.02
	当中間連結会計期間		4,697,157		4,697,157	60,259		60,259	2.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	609,812		609,812	3,772		3,772	1.23
		株式会社福岡シティ銀行	504,485		504,485	2,728		2,728	1.07
	当中間連結会計期間		1,240,049		1,240,049	8,225		8,225	1.32
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	109,529		109,529	23		23	0.04
		株式会社福岡シティ銀行	4,965		4,965	7		7	0.31
	当中間連結会計期間		68,326		68,326	74		74	0.21
うち預け金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	20,718		20,718	1		1	0.01
		株式会社福岡シティ銀行	26,119		26,119	85		85	0.65
	当中間連結会計期間		51,566		51,566	77		77	0.29
資金調達勘定	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,667,045	35,188	3,631,857	3,011	15	2,995	0.16
		株式会社福岡シティ銀行	2,801,645	75,983	2,725,662	2,619	77	2,542	0.18
	当中間連結会計期間		6,387,116	168,612	6,218,503	6,183	87	6,096	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,417,116		3,417,116	794		794	0.04
		株式会社福岡シティ銀行	2,661,593		2,661,593	1,708		1,708	0.12
	当中間連結会計期間		5,961,940		5,961,940	1,748		1,748	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	30,658		30,658	5		5	0.03
		株式会社福岡シティ銀行	1,224		1,224	0		0	0.03
	当中間連結会計期間		79,306		79,306	12		12	0.03
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	44,180		44,180	278		278	1.25
		株式会社福岡シティ銀行	11,420		11,420	0		0	0.00
	当中間連結会計期間		26,197		26,197	454		454	3.46
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	46,059		46,059	165		165	0.71
		株式会社福岡シティ銀行	18,111		18,111	7		7	0.08
	当中間連結会計期間		62,493		62,493	249		249	0.79
うち借入金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	42,254		42,254	317		317	1.49
		株式会社福岡シティ銀行	37,142		37,142	466		466	2.50
	当中間連結会計期間		44,104		44,104	383		383	1.73

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行163,367百万円、株式会社福岡シティ銀行118,281百万円、当中間連結会計期間210,057百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行3,999百万円、株式会社福岡シティ銀行3,912百万円、当中間連結会計期間17,982百万円)及び利息(前中間連結会計期間株式会社西日本銀行2百万円、株式会社福岡シティ銀行3百万円、当中間連結会計期間10百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息をそれぞれ記載しております。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門159億56百万円、国際業務部門1億70百万円、合計で161億27百万円となりました。また、役務取引等費用は国内業務部門67億51百万円、国際業務部門52百万円、合計で68億4百万円となりました。

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	10,402	114	10,516
		株式会社福岡シティ銀行	5,934	69	6,004
	当中間連結会計期間		15,956	170	16,127
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,815		2,815
		株式会社福岡シティ銀行	948		948
	当中間連結会計期間		4,904		4,904
うち為替業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,831	88	3,920
		株式会社福岡シティ銀行	2,567	68	2,636
	当中間連結会計期間		5,393	137	5,530
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	7		7
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		6		6
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	797		797
		株式会社福岡シティ銀行	66		66
	当中間連結会計期間		1,629		1,629
うち代理業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	1,318		1,318
		株式会社福岡シティ銀行	1,167		1,167
	当中間連結会計期間		1,882		1,882
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	124		124
		株式会社福岡シティ銀行	58		58
	当中間連結会計期間		191		191
うち保証業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	516	25	541
		株式会社福岡シティ銀行	358	1	359
	当中間連結会計期間		901	32	933
役務取引等費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	2,573	33	2,607
		株式会社福岡シティ銀行	4,108	18	4,127
	当中間連結会計期間		6,751	52	6,804
うち為替業務	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	911	13	924
		株式会社福岡シティ銀行	648	15	663
	当中間連結会計期間		1,043	16	1,059

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

[次へ](#)

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引損益は、前中間連結会計期間比 8 百万円増加し、13百万円の利益となりました。

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5		5
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		13		13
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	5		5
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		13		13
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	0		0
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
特定取引費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間の特定取引資産は、前連結会計期間比 5 億79百万円増加し、14億83百万円となりました。

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	904		904
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		1,483		1,483
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	904		904
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		1,483		1,483
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
特定取引負債	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行			
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間				

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,415,718	4,289	3,420,007
		株式会社福岡シティ銀行	2,663,641	9,571	2,673,213
	当中間連結会計期間		5,969,782	9,086	5,978,868
うち流動性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	1,631,015		1,631,015
		株式会社福岡シティ銀行	1,093,691		1,093,691
	当中間連結会計期間		2,866,477		2,866,477
うち定期性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	1,730,996		1,730,996
		株式会社福岡シティ銀行	1,540,544		1,540,544
	当中間連結会計期間		3,013,545		3,013,545
うちその他	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	53,706	4,289	57,996
		株式会社福岡シティ銀行	29,405	9,571	38,977
	当中間連結会計期間		89,759	9,086	98,846
譲渡性預金	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	32,223		32,223
		株式会社福岡シティ銀行			
	当中間連結会計期間		76,866		76,866
総合計	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	3,447,942	4,289	3,452,231
		株式会社福岡シティ銀行	2,663,641	9,571	2,673,213
	当中間連結会計期間		6,046,648	9,086	6,055,735

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

[前へ](#)

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成16年9月30日				平成17年9月30日	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)		
国内 (除く特別国際金融取引 勘定分)	2,724,241	100.00	2,053,338	100.00	4,700,301	100.00
製造業	215,940	7.93	78,287	3.81	297,158	6.32
農業	2,249	0.08	1,858	0.09	4,078	0.09
林業	71	0.00	65	0.00	181	0.00
漁業	1,440	0.05	2,910	0.14	3,214	0.07
鉱業	3,116	0.11	1,937	0.10	5,535	0.12
建設業	198,475	7.29	118,721	5.78	295,593	6.29
電気・ガス・熱供給・ 水道業	43,037	1.58	3,870	0.19	41,801	0.89
情報通信業	12,643	0.46	10,549	0.51	19,972	0.42
運輸業	80,838	2.97	45,813	2.23	122,282	2.60
卸売・小売業	391,761	14.38	231,700	11.28	606,782	12.91
金融・保険業	73,544	2.70	57,417	2.80	175,552	3.73
不動産業	395,309	14.51	340,773	16.60	752,809	16.02
各種サービス業	498,000	18.28	419,553	20.43	883,230	18.79
地方公共団体	62,056	2.28	49,622	2.42	126,337	2.69
その他	745,752	27.38	690,257	33.62	1,365,769	29.06
海外及び特別国際金融取 引勘定分						
政府等 金融機関 その他						
合計	2,724,241		2,053,338		4,700,301	

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別		国内業務部門	国際業務部門	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	295,509		295,509
		株式会社福岡シティ銀行	309,345		309,345
	当中間連結会計期間		620,954		620,954
地方債	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	12,467		12,467
		株式会社福岡シティ銀行	12,666		12,666
	当中間連結会計期間		34,271		34,271
社債	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	131,030		131,030
		株式会社福岡シティ銀行	37,549		37,549
	当中間連結会計期間		234,716		234,716
株式	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	78,726		78,726
		株式会社福岡シティ銀行	53,333		53,333
	当中間連結会計期間		153,058		153,058
その他の証券	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	15,928	121,215	137,144
		株式会社福岡シティ銀行	11,264	83,954	95,218
	当中間連結会計期間		47,856	255,166	303,022
合計	前中間連結会計期間	株式会社西日本銀行	533,662	121,215	654,878
		株式会社福岡シティ銀行	424,158	83,954	508,113
	当中間連結会計期間		1,090,857	255,166	1,346,023

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		金額(百万円)	構成比 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
動産不動産	1,581	91.16			1,539	91.25
銀行勘定貸	10	0.59			6	0.40
現金預け金	143	8.25			140	8.35
合計	1,734	100.00			1,686	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		金額(百万円)	構成比 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
包括信託	1,734	100.00			1,686	100.00
合計	1,734	100.00			1,686	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 百万円、当中間連結会計期間末 百万円

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
業務粗利益	39,323	27,908	71,437
うち信託報酬	5		4
経費(除く臨時処理分)	24,392	17,207	40,322
人件費	11,549	7,425	18,201
物件費	11,035	8,542	19,673
税金	1,807	1,239	2,447
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	14,930	10,701	31,114
一般貸倒引当金繰入額	1,402	13,067	8,154
業務純益	16,333	23,768	22,960
うち債券関係損益	93	45	103
臨時損益	8,823	26,021	9,709
株式関係損益	1,555	3,206	7,460
不良債権処理損失	8,784	27,441	17,447
貸出金償却	2,102	1,488	5,161
個別貸倒引当金繰入額	5,740	16,843	10,761
特定債務者支援引当金繰入額		4,000	
その他の債権売却損等	941	5,110	1,523
その他臨時損益	1,594	1,785	277
経常利益 (は経常損失)	7,510	2,252	13,250
特別損益	23	3,008	3,657
うち動産不動産処分損益	534	82	344
税引前中間純利益	7,533	755	9,593
法人税、住民税及び事業税	10	28	76
法人税等調整額	3,019	5,164	5,056
中間純利益 (は中間純損失)	4,504	4,437	4,460

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)		当中間会計期間 (%)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
(1) 資金運用利回	2.06	2.50	2.09
(イ)貸出金利回	2.42	2.95	2.49
(ロ)有価証券利回	0.76	0.83	0.89
(2) 資金調達原価	1.44	1.56	1.44
(イ)預金等利回	0.04	0.11	0.05
(ロ)外部負債利回	1.25	1.78	1.62
(3) 総資金利鞘	-	0.62	0.65

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)		当中間会計期間 (%)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	22.55	23.77	34.73
業務純益ベース	24.67	52.81	25.63
中間純利益ベース	6.80	9.85	4.97

(注)
$$ROE = \frac{(業務純益(又は中間純利益) - 優先株式配当金総額) \times 365 \div 183}{((期首株主資本 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価格) + (中間期末株主資本 - 中間期末発行済優先株式数 \times 発行価格)) \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
預金(未残)	3,431,191	2,423,862	5,736,283
預金(平残)	3,426,960	2,414,413	5,721,529
貸出金(未残)	2,686,697	1,819,655	4,448,284
貸出金(平残)	2,715,589	1,861,214	4,439,778

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
個人	2,358,443	1,719,250	4,071,576
法人	1,072,748	704,612	1,664,706
合計	3,431,191	2,423,862	5,736,283

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
消費者ローン残高	844,030	633,304	1,465,192
住宅ローン残高	791,164	485,973	1,297,560
その他ローン残高	52,865	147,331	167,631

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間		当中間会計期間
		株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
中小企業等貸出金残高	百万円	2,298,626	1,602,975	3,797,191
総貸出金残高	百万円	2,686,697	1,819,655	4,448,284
中小企業等貸出金比率	/ %	85.55	88.09	85.36
中小企業等貸出先件数	件	217,083	326,172	461,484
総貸出先件数	件	217,497	326,443	462,092
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.80	99.91	99.86

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間				当中間会計期間	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		口数(件)	金額(百万円)
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)		
手形引受						
信用状	459	2,685	192	822	595	3,237
保証	8,209	73,572	8,252	59,231	14,229	113,559
計	8,668	76,257	8,444	60,054	14,824	116,797

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目	平成16年9月30日		平成17年9月30日 金額(百万円)	
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	金額(百万円)	金額(百万円)		
基本的項目	資本金	50,872	60,703	59,364
	うち非累積的永久優先株		35,000	
	新株式払込金			
	資本剰余金	33,648		99,586
	利益剰余金	18,692	1,210	30,605
	連結子会社の少数株主持分	29,402	9,824	39,087
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	20,800		20,800
	その他有価証券の評価差損()			
	自己株式払込金			
	自己株式()	214	378	294
	為替換算調整勘定	0		0
	営業権相当額()	6		
	企業結合により計上される無形固定 資産相当額()			
	連結調整勘定相当額()		1,651	1,203
	計 (A)	132,396	67,287	227,147
うちステップ・アップ金利条項付 の優先出資証券(注1)				
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳 簿価額の差額の45%相当額	16,089	12,530	27,199
	一般貸倒引当金	17,665	25,508	50,092
	負債性資本調達手段等	71,620	6,800	80,700
	うち永久劣後債務(注2)	15,000		15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優 先株(注3)	56,620	6,800	65,700
	計	105,375	44,839	157,992
	うち自己資本への算入額 (B)	102,484	30,318	133,985
控除項目	控除項目(注4) (C)	2,202		404
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	232,678	97,606	360,728
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,310,567	1,698,949	4,044,321
	オフ・バランス取引項目	53,329	59,123	129,391
	計 (E)	2,363,897	1,758,073	4,173,712
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		9.84	5.55	8.64

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日		平成17年9月30日 金額(百万円)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目	資本金	50,872	60,703	59,364
	うち非累積の永久優先株		35,000	
	新株式払込金			
	資本準備金	33,643		59,364
	その他資本剰余金			35,605
	利益準備金	12,705	223	
	任意積立金	4,240	7,900	18,380
	中間未処分利益	4,662	2,966	18,251
	その他	20,799		20,799
	その他有価証券の評価差損()			
	自己株式払込金			
	自己株式()	214	377	294
	営業権相当額()		900	300
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()			
	計 (A)	126,710	64,582	211,172
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,089	12,278	26,953
	一般貸倒引当金	16,395	14,199	36,856
	負債性資本調達手段等	71,620	4,800	80,700
	うち永久劣後債務(注2)	15,000		15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	56,620	4,800	65,700
	計	104,105	31,277	144,509
うち自己資本への算入額 (B)	102,461	26,999	132,653	
控除項目	控除項目(注4) (C)	2,202	12,159	9,983
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	226,969	79,423	333,843
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,308,580	1,530,755	3,879,360
	オフ・バランス取引項目	51,675	56,713	120,707
	計 (E)	2,360,255	1,587,468	4,000,067
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		9.61	5.00	8.34

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

()連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に参入しており、また海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行体	Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・変動配当・優先株式 (以下「本優先株式」という) 本優先株式の所有者は、当行の優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権ならびに後述の「 配当支払の内容」に記載する配当優先権を与えられている。
償還期限	永久 ただし、平成19年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先株式の全部または一部を償還することができる。本優先株式の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	208億円(一株当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成14年2月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月15日と7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある営業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該営業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先株式に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、または配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先株式に対して支払う配当は、直前に終了した当行の営業年度の配当可能利益から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直前に終了した当行の営業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該営業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該営業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先株式に対する配当は支払われない。 (1) 当行が、「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、()破産法における支払不能、()当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を越える、()日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し、法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末または半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国内基準)または自己資本の内基本的項目の比率(国内基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、または、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先権	一株当たり10,000,000円

[前へ](#)

[次へ](#)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日		平成17年9月30日
	株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	293	128	445
危険債権	1,046	578	1,294
要管理債権	596	457	1,027
正常債権	25,732	17,663	42,939

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、昨年10月の合併、本年1月のシステム統合と当面の経営課題を完了し、10月1日をもって新銀行発足1周年を迎えることができました。今後は、中期経営計画「アクティブNCB」に掲げた具体的取組み策の着実な実践により、一段の経営の合理化と収益力の向上に努め、お取引先・株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーから高く評価される地域金融機関を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設・除却等はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1,500,000,000
優先株式	300,000,000
計	1,800,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

発行する株式の総数は18億株とし、このうち15億株は普通株式、3億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却がおこなわれた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月20日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	692,977,205	同 左	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	(注) 1
第一回優先株式	70,000,000	同 左		(注) 2
計	762,977,205	同 左		

(注) 1 当行の発行している普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

利益配当金を支払う時は、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき12円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主または本優先質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主または本優先質権者に対しては、優先配当金を超えて利益配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき6円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

本優先株主または本優先質権者に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。

(4) 本優先株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

本優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 本優先株式の消却

いつでも本優先株式を買入れ、これを株主へ配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。

(6) 普通株式への転換

転換請求期間

平成19年1月31日から平成24年3月31日までとする。

転換の条件

イ 当初転換価額

当初転換価額は、平成19年1月31日の時価とする。ただし、当該時価が390円20銭を下回る場合は、当初転換価額は390円20銭(以下「下限転換価額」という)とする。「平成19年1月31日の時価」とは、平成19年1月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記八に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八に準じて調整される。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)に、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記八に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八に準じて調整される。

八 転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付する普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付する普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日または受渡期日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当行の有する当行の普通株式が含まれる場合には、転換価額調整式における新規発行の普通株式数に当該株式数を含むものとする。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が発行または交付されることとなる転換の請求ができる証券または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が発行または交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合
調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての転換の請求がなされもしくは新株引受権が行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降にこれを適用する。
- (d) 当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の転換価額は、当該価額決定日にまたは募集のための株主割当日がある場合は残存する証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。
- (ロ) 上記八(イ)に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に変更される。
- (ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記八(イ)(b)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値がない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八(イ)または(ロ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記八(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式を除く)とする。
- (ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記八(イ)(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式数を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記八(イ)(b)の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(C)上記八(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる転換の請求ができる証券または上記八(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額、(D)上記八(イ)(d)の決定された行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。

二 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により交付すべき当行の普通株式数は、以下のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の払込金相当額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(7) 普通株式への一斉転換

平成24年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成24年4月1日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が357円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を357円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(8) 配当金支払義務の免除

優先配当金および優先中間配当金が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当行はその支払の義務を免れるものとする。

未払の優先配当金及び優先中間配当金に対しては利息を付さない。

(9) 本優先株式の転換と配当

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年8月9日(注)		762,977		59,364,816	35,605,027	59,364,816

(注) 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものがあります。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	82,720	11.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	27,521	3.97
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	21,281	3.07
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.95
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.70
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南一丁目3番1号	18,600	2.68
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,099	2.03
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.94
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.58
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,945	1.57
計		238,897	34.47

(注) 平成16年12月31日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書が、平成17年1月14日付でフィデリティ投信株式会社から提出されておりますが、当行としては平成17年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、同社の大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	56,060	7.83

第一回優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	70,000	100.00
計		70,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 70,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 677,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 685,853,000	685,853	
単元未満株式	普通株式 6,447,205		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	762,977,205		
総株主の議決権		685,853	

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、16,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が16個含まれております。
3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式719株を含んでおります。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	677,000		677,000	0.08
計		677,000		677,000	0.08

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	467	452	484	495	483	595
最低(円)	398	400	420	445	412	431

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行は、平成16年10月1日を合併期日として株式会社福岡シティ銀行と合併いたしました。従って当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)並びに当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は合併後初めての中間会計期間でありますので、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)に係る中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)に係る中間財務諸表は、株式会社西日本銀行と株式会社福岡シティ銀行ごとに表示しております。

4 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

5 株式会社福岡シティ銀行の前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金預け金	7	346,174	8.86	200,939	6.91	361,461	5.35	356,020	5.29
コールローン及び買入手形		5,686	0.15			10,997	0.16	7,417	0.11
買入金銭債権		928	0.02			33,527	0.50	13,491	0.20
特定取引資産		904	0.02			1,483	0.02	1,551	0.02
商品有価証券				801	0.03				
金銭の信託		3,998	0.10			16,874	0.25	18,000	0.27
有価証券	1,7	654,878	16.77	508,113	17.46	1,346,023	19.91	1,242,148	18.46
貸出金	2, 3,4, 5,6,8	2,724,241	69.76	2,053,338	70.57	4,700,301	69.55	4,810,823	71.50
外国為替	6	1,891	0.05	1,062	0.04	1,809	0.03	2,168	0.03
その他資産	7,9	22,716	0.58	26,246	0.90	44,707	0.66	31,223	0.47
動産不動産	7, 10,11,12	76,825	1.97	69,401	2.38	140,550	2.08	145,070	2.16
繰延税金資産		60,836	1.56	46,806	1.61	92,672	1.37	100,391	1.49
連結調整勘定				1,651	0.06	1,203	0.02	1,358	0.02
支払承諾見返		62,911	1.61	62,464	2.15	106,081	1.57	109,713	1.63
貸倒引当金		55,980	1.43	61,427	2.11	98,424	1.46	110,317	1.64
投資損失引当金		574	0.02			740	0.01	584	0.01
資産の部合計		3,905,440	100.00	2,909,397	100.00	6,758,530	100.00	6,728,476	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
預金	7	3,420,007	87.57	2,673,213	91.88	5,978,868	88.46	6,018,912	89.45
譲渡性預金		32,223	0.82			76,866	1.14	7,795	0.12
コールマネー及び売渡手形	7	28,036	0.72			28,603	0.42	23,911	0.35
債券貸借取引受入担保金	7	38,305	0.98			67,314	1.00	55,134	0.82
借入金	7,13	42,080	1.08	37,333	1.28	35,898	0.53	76,597	1.14
外国為替		13	0.00	36	0.00	95	0.00	89	0.00
社債	14	75,000	1.92			72,000	1.07	62,000	0.92
信託勘定借		10	0.00			6	0.00	10	0.00
その他負債	7	22,618	0.58	23,797	0.82	61,836	0.91	47,149	0.70
退職給付引当金		7,494	0.19	10,073	0.35	15,516	0.23	15,956	0.24
再評価に係る繰延税金負債	10	14,445	0.37	11,584	0.40	24,745	0.37	25,344	0.38
連結調整勘定		262	0.01						
支払承諾		62,911	1.61	62,464	2.15	106,081	1.57	109,713	1.63
負債の部合計		3,743,411	95.85	2,818,503	96.88	6,467,834	95.70	6,442,615	95.75
(少数株主持分)									
少数株主持分		29,447	0.75	9,871	0.34	39,232	0.58	39,564	0.59
(資本の部)									
資本金		50,872	1.30	60,703	2.08	59,364	0.88	59,364	0.88
資本剰余金	15	33,648	0.86			99,586	1.47	99,586	1.48
利益剰余金	15	18,864	0.48	1,210	0.04	30,777	0.45	27,852	0.41
土地再評価差額金	10	21,310	0.55	16,261	0.56	35,698	0.53	36,560	0.54
その他有価証券評価差額金		8,099	0.21	5,646	0.19	26,331	0.39	23,159	0.35
為替換算調整勘定		0	0.00			0	0.00	0	0.00
自己株式		214	0.00	378	0.01	294	0.00	227	0.00
資本の部合計		132,581	3.40	81,022	2.78	251,464	3.72	246,297	3.66
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		3,905,440	100.00	2,909,397	100.00	6,758,530	100.00	6,728,476	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		50,762	100.00	46,492	100.00	104,736	100.00	141,954	100.00
資金運用収益		37,256		35,550		68,711		107,376	
(うち貸出金利息)		(33,417)		(32,167)		(60,259)		(96,711)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,772)		(2,731)		(8,225)		(10,403)	
信託報酬		5				4		11	
役務取引等収益		10,516		6,004		16,127		26,160	
特定取引収益		5				13		22	
その他業務収益		275		141		10,302		1,242	
その他経常収益		2,702		4,796		9,576		7,142	
経常費用		43,145	85.00	46,764	100.58	90,335	86.25	117,562	82.82
資金調達費用		2,998		2,545		6,106		9,119	
(うち預金利息)		(794)		(1,708)		(1,748)		(3,043)	
役務取引等費用		2,607		4,127		6,804		7,773	
その他業務費用		143		83		1,788		597	
営業経費		27,140		21,080		44,296		73,537	
その他経常費用	1	10,256		18,927		31,338		26,534	
経常利益 (は経常損失)		7,616	15.00	271	0.58	14,401	13.75	24,392	17.18
特別利益		647	1.28	937	2.02	735	0.70	2,013	1.42
特別損失	2,3	548	1.08	188	0.41	4,373	4.17	7,709	5.43
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,715	15.20	477	1.03	10,762	10.28	18,697	13.17
法人税、住民税及び事業税		237	0.47	224	0.49	377	0.36	655	0.46
法人税等調整額		2,662	5.25	5,165	11.11	4,981	4.76	2,856	2.01
少数株主利益		21	0.04	116	0.25	710	0.68	643	0.46
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		4,794	9.44	5,028	10.82	4,691	4.48	14,542	10.24

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高		33,643		99,586	33,643
資本剰余金増加高		5			65,943
合併に伴う資本剰余金 増加高					57,536
新株予約権付社債の転換に よる資本剰余金増加高					8,407
自己株式処分差益		5			
資本剰余金減少高					
資本剰余金 中間期末(期末)残高		33,648		99,586	99,586
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高		15,064	4,917	27,852	15,064
利益剰余金増加高		4,952	50	6,964	15,712
中間(当期)純利益		4,794		4,691	14,542
土地再評価差額金取崩額		158	50	862	1,169
連結子会社の合併に伴う 利益剰余金増加高				1,410	
利益剰余金減少高		1,152	6,179	4,039	2,924
中間純損失			5,028		
配当金		1,152	1,111	3,609	1,152
連結子会社除外に伴う 減少高			39		
合併に伴う 利益剰余金減少高					1,124
持分変動に伴う 利益剰余金減少高				429	
自己株式処分差損					647
利益剰余金 中間期末(期末)残高		18,864	1,210	30,777	27,852

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー					
税金等調整前中間(当期)純利益		7,715	477	10,762	18,697
減価償却費		1,503	710	2,949	4,254
減損損失				2,509	
連結調整勘定償却額		51	183	169	89
貸倒引当金の増加額		3,620	13,782	11,893	3,469
投資損失引当金の増加額		30		155	20
偶発損失引当金の増加額		4			4
退職給付引当金の増加額		285	144	440	1,897
資金運用収益		37,256	35,550	68,711	107,376
資金調達費用		2,998	2,545	6,106	9,119
有価証券関係損益()		882	3,451	6,090	1,749
金銭の信託の運用損益()		1	213	924	
為替差損益()		168	26	266	466
動産不動産処分損益()		538	148	364	3,143
特定取引資産の純増()減		165		67	10
商品有価証券の純増()減			175		
貸出金の純増()減		55,494	83,867	110,551	16,167
預金の純増減()		34,028	14,441	40,491	39,996
譲渡性預金の純増減()		22,681		69,070	1,746
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		610	527	2,098	1,428
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		6,966	6,191	7,133	11,459
コールローン等の純増()減		59,007		23,468	56,978
コールマネー等の純増減()		33,807	20,000	3,420	37,020
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		9,663	16,768	11,793	27,238
外国為替(資産)の純増()減		18	200	421	712
外国為替(負債)の純増減()		21	21	4	17
普通社債の発行・償還による 純増減()					20,000
資金運用による収入		36,874	32,969	68,733	106,507
資金調達による支出		3,104	1,689	10,506	8,812
その他		283	329	84	6,986
小計		150,468	36,715	129,408	14,455
法人税等の支払額		283	74	490	739
営業活動による キャッシュ・フロー		150,184	36,640	128,918	13,715

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出		104,682	55,067	374,163	294,704
有価証券の売却による収入		33,921	34,655	258,503	135,446
有価証券の償還による収入		15,883	11,069	29,462	36,007
金銭の信託の増加による支出			1,000		14,000
金銭の信託の減少による収入			5,000	2,049	
投資活動としての資金運用による収入			3,516		
動産不動産の取得による支出		694	1,723	1,799	5,932
動産不動産の売却による収入		443	917	1,162	2,057
子会社株式の取得による支出				123	99
子会社株式の売却による収入				1,233	138
投資活動による キャッシュ・フロー		55,128	2,631	83,675	141,085
財務活動による キャッシュ・フロー					
劣後特約付借入金の返済による 支出				38,600	
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入		20,000		10,000	67,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出					20,000
配当金支払額		1,152	1,111	3,609	1,152
少数株主への配当金支払額		411		404	411
自己株式の取得による支出		91	30	67	215
自己株式の売却による収入		47			82
財務活動による キャッシュ・フロー		18,391	1,142	32,681	45,301
現金及び現金同等物に係る 換算差額		4	26	12	3
現金及び現金同等物の増加額		113,451	32,892	12,573	82,071
現金及び現金同等物の期首残高		207,677	140,424	298,923	207,677
合併に伴う現金及び現金同等物 の増加高					173,317
連結除外に伴う 現金及び現金同等物の減少額			0		
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		321,129	173,317	311,496	298,923

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 10社 会社名 株式会社西銀ビジネスセンター 西銀オフィスサービス株式会社 西銀モーゲージサービス株式会社 西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社 Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited 西銀コンピュータサービス株式会社 西銀カード株式会社 株式会社西銀経営情報サービス 西日本信用保証株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社 株式会社シティビジネスサービス 株式会社シティ・オフィスサービス 株式会社シティ不動産調査センター 株式会社長崎銀行九州カード株式会社 なお、前連結会計年度連結子会社でありました株式会社九州キャピタルは清算終了により、またシティ抵当証券株式会社は清算中であり重要性が低下したため、それぞれ当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 会社名 シティ抵当証券株式会社 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 会社名 株式会社長崎銀行 西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社 シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社 Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited NCBオフィスサービス株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 九州カード株式会社 株式会社NCB経営情報サービス NCBコンピュータサービス株式会社 西日本信用保証株式会社 なお、前連結会計年度連結子会社でありました西銀カード株式会社は九州カード株式会社を存続会社として合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 会社名 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 13社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、株式会社福岡シティ銀行との合併により、株式会社福岡シティ銀行の連結子会社でありました株式会社長崎銀行、シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社及び九州カード株式会社は当連結会計年度から当行の連結子会社となりました。</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 会社名 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	持分法非適用の非連結子会社 3社 会社名 シティ抵当証券株式会社 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 会社名 株式会社長崎総合リース 株式会社ながさきバンクカード 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項		(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。		
	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。		(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～60年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 動産：5年～10年</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～60年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～60年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同 左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社(3社)の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,779百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ2,535百万円減少しております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	減額しており、その金額は45,850百万円でありませう。	<p>減額しており、その金額は128,402百万円でありませう。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>額として債権額から直接減額しており、その金額は100,756百万円でありませう。</p> <p>なお、当連結会計年度より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、4,143百万円増加しております。なお、影響額は旧(株)西日本銀行の計数を基礎として算出しておりますが、合併による影響も含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>		<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)により資産及び利益として認識しておりませんが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としております。これにより前</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
				私年金費用が56百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。
(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	
(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同 左	
(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査	

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,948百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は726百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は375百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,363百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社はうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。</p>		<p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社はうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。</p>	<p>(ハ)内部取引等 同 左</p>
	<p>(11)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理 同 左</p>
	<p>(12)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>		<p>(12)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
		<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は1,526百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
		<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「資金運用収益」の中の「有価証券利息配当金」及び「その他業務費用」に含めて表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行及び一部の国内連結子会社は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は27,220百万円、延滞債権額は135,905百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は292百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,089百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の株式0百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,177百万円、延滞債権額は89,179百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は101百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,517百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の株式0百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は30,143百万円、延滞債権額は193,610百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は438百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は112,473百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の株式0百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は33,600百万円、延滞債権額は215,686百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,045百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は117,146百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																																												
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行																																														
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は223,507百万円です。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、55,008百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>178,967百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>15,827百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>38,305百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td>262百万円</td> </tr> </table> <p>なお、有価証券のうち50,696百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、当中間連結会計期間末現在におけるそれぞれの担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,948百万円です。</p>	預け金	67百万円	有価証券	178,967百万円	預金	15,827百万円	債券貸借取引受入担保金	38,305百万円	その他の負債	262百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は157,974百万円です。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、25,910百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>56,540百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>動産不動産 350百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>5,218百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,780百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、現金預け金4百万円及び有価証券57,111百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は4,179百万円です。</p>	現金預け金	35百万円	有価証券	56,540百万円	その他資産	6百万円	預金	5,218百万円	借入金	2,780百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は336,665百万円です。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、69,024百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>337,417百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>22,954百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>67,314百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>950百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の負債</td> <td>199百万円</td> </tr> </table> <p>なお、有価証券のうち133,174百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、当中間連結会計期間末現在におけるそれぞれの担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金4百万円、有価証券147,177百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は6,918百万円です。</p>	現金預け金	119百万円	有価証券	337,417百万円	預金	22,954百万円	債券貸借取引受入担保金	67,314百万円	借入金	950百万円	その他の負債	199百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は367,478百万円です。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、81,750百万円です。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>328,343百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>21,263百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>55,134百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,328百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>199百万円</td> </tr> </table> <p>なお、有価証券のうち135,328百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在におけるそれぞれの担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金4百万円、有価証券147,016百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は7,070百万円です。</p>	現金預け金	92百万円	有価証券	328,343百万円	預金	21,263百万円	債券貸借取引受入担保金	55,134百万円	借入金	2,328百万円	その他負債	199百万円
預け金	67百万円																																														
有価証券	178,967百万円																																														
預金	15,827百万円																																														
債券貸借取引受入担保金	38,305百万円																																														
その他の負債	262百万円																																														
現金預け金	35百万円																																														
有価証券	56,540百万円																																														
その他資産	6百万円																																														
預金	5,218百万円																																														
借入金	2,780百万円																																														
現金預け金	119百万円																																														
有価証券	337,417百万円																																														
預金	22,954百万円																																														
債券貸借取引受入担保金	67,314百万円																																														
借入金	950百万円																																														
その他の負債	199百万円																																														
現金預け金	92百万円																																														
有価証券	328,343百万円																																														
預金	21,263百万円																																														
債券貸借取引受入担保金	55,134百万円																																														
借入金	2,328百万円																																														
その他負債	199百万円																																														

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、938,484百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが930,049百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,809百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は303,782百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが265,611百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,561,238百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,549,598百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,045百万円、繰延ヘッジ利益の総額は24百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,558,880百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,549,672百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は55百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額により算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める『近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法』等によっております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 45,093百万円</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額 39,641百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 38,543百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 74,398百万円 12 動産不動産の圧縮記帳額 8,950百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 1百万円)</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 74,318百万円</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金37,100百万円が含まれております。</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債40,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金28,000百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,500百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債57,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>15 当行は、商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、当中間連結会計期間中に資本準備金35,605百万円及び利益剰余金12,928百万円を取り崩しております。なお、これに伴う資本剰余金及び利益剰余金への影響はありません。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金63,100百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債47,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
1 その他経常費用には、貸出金償却3,491百万円、貸倒引当金繰入額5,817百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却7,719百万円及び貸倒引当金繰入額8,449百万円を含んでおります。	1 その他の経常費用には、貸出金償却7,419百万円及び貸倒引当金繰入額22,677百万円を含んでおります。 2 特別損失には、減損損失2,509百万円及び合併関連費用1,498百万円を含んでおります。 3 当中間連結会計期間において、当行及び銀行連結子会社は以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額) (イ)福岡県内 主な用途 遊休資産等 19カ所 廃止予定店舗 19カ所 種類 土地建物動産 減損損失額 遊休資産等 745百万円 (うち土地 675百万円) (うち建物 51百万円) (うち動産 19百万円) 廃止予定店舗 464百万円 (うち土地 177百万円) (うち建物 287百万円) (ロ)福岡県外 主な用途 遊休資産等 12カ所 廃止予定店舗 5カ所 営業用店舗 2カ所 種類 土地建物 減損損失額 遊休資産等 509百万円 (うち土地 498百万円) (うち建物 11百万円) 廃止予定店舗 780百万円 (うち土地 685百万円) (うち建物 94百万円) 営業用店舗 9百万円 (建物 9百万円) 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,509百万円)として特別損失に計上しております。	1 その他の経常費用には、貸出金償却11,073百万円及び貸倒引当金繰入額12,897百万円を含んでおります。 2 その他の特別損失4,560百万円は、合併関連費用であります。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
		<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産等</p> <p>店舗・社宅跡地等</p> <p>廃止予定店舗</p> <p>廃止が機関決定された店舗等</p> <p>営業用店舗</p> <p>営業の用に供する資産</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>遊休資産等</p> <p>各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>廃止予定店舗</p> <p>廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>営業用店舗</p> <p>原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうの金額であり、正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は割引前将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
現金及び現金同等物の中間 期末残高と中間連結貸借対照 表に掲記されている科目の金 額との関係 (単位：百万円) 平成16年 9月30日現在 現金預け金勘定 346,174 普通預け金 1,982 通知預け金 15 定期預け金 20,184 郵便貯金 2,856 その他の預け金 6 現金及び 現金同等物 321,129	現金及び現金同等物の中間 期末残高と中間連結貸借対照 表に掲記されている科目の金 額との関係 (単位：百万円) 平成16年 9月30日現在 現金預け金勘定 200,939 日銀預け金以外 の預け金 27,621 現金及び 現金同等物 173,317	現金及び現金同等物の中間 期末残高と中間連結貸借対照 表に掲記されている科目の金 額との関係 (単位：百万円) 平成17年 9月30日現在 現金預け金勘定 361,461 普通預け金 8,228 定期預け金 40,423 郵便貯金 1,208 その他の預け金 103 現金及び 現金同等物 311,496	現金及び現金同等物の期末 残高と連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関 係 (単位：百万円) 平成17年 3月31日現在 現金預け金勘定 356,020 普通預け金 6,535 通知預け金 2,515 定期預け金 47,213 郵便貯金 670 その他の預け金 163 現金及び 現金同等物 298,923

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 10,553百万円 その他 百万円 合計 10,553百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 5,047百万円 その他 百万円 合計 5,047百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 5,506百万円 その他 百万円 合計 5,506百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 1,780百万円 1年超 3,725百万円 合計 5,506百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間期の支払リース料 833百万円</p> <p>・減価償却費相当額 833百万円</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 6,024百万円 その他 1,664百万円 合計 7,689百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 3,411百万円 その他 627百万円 合計 4,038百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 2,613百万円 その他 1,036百万円 合計 3,650百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 1,324百万円 1年超 2,529百万円 合計 3,854百万円</p> <p>・当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 838百万円 減価償却費相当額 732百万円 支払利息相当額 97百万円</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 12,471百万円 その他 1,843百万円 合計 14,315百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 7,309百万円 その他 1,836百万円 合計 9,145百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 5,162百万円 その他 7百万円 合計 5,169百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 1,987百万円 1年超 3,182百万円 合計 5,169百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間期の支払リース料 1,170百万円</p> <p>・減価償却費相当額 1,170百万円</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 17,206百万円 その他 1,843百万円 合計 19,050百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 10,812百万円 その他 849百万円 合計 11,661百万円</p> <p>年度末残高相当額</p> <p>動産 6,393百万円 その他 994百万円 合計 7,388百万円</p> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <p>1年内 2,672百万円 1年超 4,715百万円 合計 7,388百万円</p> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料 2,378百万円</p> <p>・減価償却費相当額 2,378百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																		
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行																				
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37百万円</td> </tr> </table>	1年内	16百万円	1年超	21百万円	合計	37百万円	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	11百万円	1年超	22百万円	合計	34百万円	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> </table>	1年内	13百万円	1年超	21百万円	合計	35百万円
1年内	16百万円																				
1年超	21百万円																				
合計	37百万円																				
1年内	11百万円																				
1年超	22百万円																				
合計	34百万円																				
1年内	13百万円																				
1年超	21百万円																				
合計	35百万円																				

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、前連結会計年度末については連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

(株式会社西日本銀行)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	51,730	67,522	15,791	17,903	2,111
債券	422,819	420,825	1,993	1,000	2,994
国債	297,051	295,509	1,541	676	2,218
地方債	12,923	12,467	455	14	470
短期社債					
社債	112,843	112,847	4	309	305
その他	136,640	135,534	1,105	450	1,556
合計	611,189	623,882	12,692	19,354	6,661

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて27百万円減損処理を行っております。有価証券の減損処理については、中間連結会計期間末時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するものまたは時価の回復可能性がないと判断されるものについて実施しております。

- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	11,203
非公募事業債	18,182
その他	1,609

(株式会社福岡シティ銀行)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	18,517	18,707	189	189	
地方債					
短期社債					
社債					
その他					
合計	18,517	18,707	189	189	

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	41,475	48,169	6,694	8,368	1,674
債券	337,015	336,752	262	1,810	2,073
国債	291,150	290,827	322	1,501	1,823
地方債	12,727	12,625	101	65	167
短期社債					
社債	33,137	33,299	161	243	82
その他	93,391	96,156	2,764	2,945	180
合計	471,882	481,078	9,195	13,123	3,927

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	9,454
非上場株式(店頭売買株式を除く)	5,163
非上場地方債	41
非上場社債	4,250

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,000	10,008	7	7	
地方債					
短期社債					
社債					
その他	5,000	4,990	9		9
合計	15,000	14,998	1	7	9

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	93,418	138,382	44,964	46,106	1,142
債券	859,302	854,987	4,315	1,010	5,325
国債	614,022	610,954	3,067	699	3,767
地方債	34,799	34,271	528	37	565
短期社債					
社債	210,481	209,761	719	273	993
その他	290,249	292,807	2,559	5,110	2,550
合計	1,242,970	1,286,176	43,208	52,227	9,018

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)2百万円は含まれておりません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	14,694
非公募事業債	24,954
その他	5,197

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,551	2

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,000	10,094	93	93	
地方債					
短期社債					
社債					
その他					
合計	10,000	10,094	93	93	

(注) 1 時価は当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	87,587	122,080	34,493	36,314	1,820
債券	803,583	805,949	2,365	4,437	2,072
国債	612,053	613,963	1,909	3,436	1,526
地方債	25,688	25,389	298	88	387
短期社債					
社債	165,842	166,596	754	912	158
その他	265,698	266,685	986	3,964	2,977
合計	1,156,869	1,194,715	37,845	44,716	6,871

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	131,370	4,730	712

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	11,698
非公募事業債	23,625
その他	2,109

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額
(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	54,130	477,877	186,838	120,729
国債	33,859	330,813	138,561	120,729
地方債	4,092	9,314	11,982	
短期社債				
社債	16,178	137,748	36,294	
その他	6,232	83,279	149,522	11,247
合計	60,363	561,156	336,360	131,976

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

(株式会社西日本銀行)

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

(株式会社福岡シティ銀行)

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	18,000	227

- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

(株式会社西日本銀行)

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,692
その他有価証券	12,692
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	4,467
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,224
()少数株主持分相当額	125
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	8,099

(株式会社福岡シティ銀行)

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,195
その他有価証券	9,195
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	3,715
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,480
()少数株主持分相当額	166
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	5,646

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	43,208
その他有価証券	43,208
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	16,693
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	26,514
()少数株主持分相当額	183
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	26,331

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	37,845
その他有価証券	37,845
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	14,555
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	23,289
()少数株主持分相当額	130
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	23,159

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(株式会社西日本銀行)

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	49,437	95	95
	為替予約	2,679	14	14
	通貨オプション			
	その他			
	合計		109	109

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(株式会社福岡シティ銀行)

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他			
	合計			

(注) 時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しているものではありません。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	9,180	22	22
	合計		22	22

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ	84,764	143	143
	為替予約	2,119	6	6
	通貨オプション			
	その他			
	合計		149	149

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引には、金利関連では、金利先物取引、金利オプション取引、金利スワップ取引等、通貨関連では通貨先物取引、通貨スワップ取引等、有価証券関連では、債券先物取引、債券オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引等があります。

なお、デリバティブ取引は当行以外では連結子会社のうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を主として保有資産・負債に係るリスクマネジメント手段として活用するとともに、一方では、トレーディング業務での収益獲得のために活用することとしております。

(3) 利用目的

利用目的としては、オン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引、及びトレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とした取引であります。

又、当行はデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しておりますが、その内容としましては

ヘッジ手段とヘッジ対象

主として、金利スワップによる固定金利貸出、社債等の金利変動リスクに対するヘッジ及び為替スワップ取引等による外貨建金融資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであります。

ヘッジ方針

ヘッジ会計の適用にあたっては、「ヘッジ会計に関する運営ル - ル」に基づき、繰延ヘッジを採用し、主に金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ対象の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性を評価しております。又、包括ヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係る各種リスクの内容

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少するリスクであります。

信用リスク

信用リスクとは、取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被るリスクであります。

特殊な取引のリスク

当行は、特殊な取引のリスクを有するデリバティブ取引はありません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行でのデリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。

当該ルールではデリバティブ取引の利用範囲、権限、責任、手続、限度枠、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等経営陣に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	74,603	74,603	144	144
	為替予約				
	売建	2,409	322	11	11
	買建	2,804	322	8	8
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他	売建				
	買建				
	合計			164	164

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(株式会社西日本銀行)

	銀行業務 (百万円)	債権管理・ 再生支援業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	相殺消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	48,113	180	2,468	50,762	()	50,762
(2) セグメント間の 内部経常収益	105	5	3,414	3,524	(3,524)	
計	48,218	185	5,882	54,286	(3,524)	50,762
経常費用	40,708	1,182	5,059	46,950	(3,805)	43,145
経常利益 (は経常損失)	7,510	997	822	7,335	280	7,616

(株式会社福岡シティ銀行)

連結会社は銀行業以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、前中間連結会計期間の事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	債権管理・ 再生支援業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	相殺消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	99,920	370	4,446	104,736	()	104,736
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,241	0	6,380	7,621	(7,621)	
計	101,161	370	10,826	112,358	(7,621)	104,736
経常費用	87,189	1,913	9,421	98,524	(8,188)	90,335
経常利益 (は経常損失)	13,972	1,543	1,405	13,834	566	14,401

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	債権管理・ 再生支援業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	相殺消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	134,407	607	6,939	141,954	()	141,954
(2) セグメント間の 内部経常収益	369	10	11,476	11,856	(11,856)	
計	134,777	617	18,416	153,811	(11,856)	141,954
経常費用	113,557	3,297	18,575	135,430	(17,868)	117,562
経常利益 (は経常損失)	21,220	2,679	159	18,381	6,011	24,392

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務.....銀行業

(2) 債権管理・再生支援業務...債権管理・再生支援業

(3) その他の業務...事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、投融資、信用保証、クレジットカード、計算受託業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

(株式会社西日本銀行)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(株式会社福岡シティ銀行)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、当中間連結会計期間の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

(株式会社西日本銀行)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(株式会社福岡シティ銀行)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、当中間連結会計期間の国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
1株当たり純資産額	円	287.40	40.59	262.11	253.38
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	10.39	18.51	6.77	24.58
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			5.43	22.74

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益(又は1株当たり中間純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
		株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間純損失)					
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	百万円	4,794	5,028	4,691	14,542
普通株主に帰属しない金額	百万円				840
うち利益処分による 優先配当額	百万円				840
普通株式に係る中間(当期) 純利益(は中間純損失)	百万円	4,794	5,028	4,691	13,702
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	461,423	271,605	692,369	557,302
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益					
中間(当期)純利益調整額	百万円				840
うち利益処分による 優先配当額	百万円				840
普通株式増加数	千株			170,981	82,069
うち第一回優先株式	千株			170,981	82,069
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要			ストック・オプション (650千株)		

2 なお、前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、株式会社西日本銀行は潜在株式が存在しないため、また株式会社福岡シティ銀行は中間純損失が計上されているので、それぞれ記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>1 株式会社福岡シティ銀行と当行は、平成16年6月29日開催の当行第94期定時株主総会及び株式会社福岡シティ銀行の第136期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、株式会社福岡シティ銀行の平成16年6月28日開催の第一回優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成16年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社福岡シティ銀行の資産・負債その他の権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎ、商号を「株式会社西日本シティ銀行」に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 当行は、合併に際して、普通株式183,636,334株を発行し、合併期前日の株式会社福岡シティ銀行の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された各株主(実質株主を含む。以下同じ)に対し、その所有する同行の普通株式1株につき当行の普通株式0.7株の割合をもって割当交付いたしました。</p> <p>また、当行は、合併に際して、第1回優先株式70,000,000株を発行し、合併期前日の株式会社福岡シティ銀行の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する同行の第1回優先株式1株につき当行の第1回優先株式1株の割合をもって割当交付いたしました。</p> <p>(2) 当行は、合併により、資本剰余金52,918百万円(株式会社西日本銀行が所有する株式会社福岡シティ銀行の株式消却後の金額)、利益剰余金5,156百万円、土地再評価差額金16,261百万円、その他有価証券評価差額金5,279百万円、自己株式 3,651百万円を増加させました。なお、資本金の増加はありません。この結果、資本金は50,872百万円、資本剰余金86,562百万円、利益剰余金26,732百万円、土地再評価差額金37,571百万円、その他有価証券評価差額金11,697百万円、自己株式 3,865百万円となりました。</p>		<p>株式会社西日本銀行と当行は、平成16年6月29日開催の当行第136期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)および株式会社西日本銀行の第94期定時株主総会において、また、当行の平成16年6月28日開催の第一回優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました合併契約書に基づき、平成16年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社西日本銀行に、資産・負債その他の権利義務の一切ならびに従業員を引き継ぎました。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行			
(3) 当行が株式会社福岡シティ銀行より引き継いだ資産・負債の内訳は次のとおりであります。					
科目	金額 (百万円)	科目	金額 (百万円)		
(資産の部)		(負債の部)			
現金預け金	166,684	預金	2,423,862		
商品 有価証券	787	借入金	26,077		
有価証券	504,841	外国為替	36		
貸出金	1,819,655	その他負債	14,257		
外国為替	1,062	退職給付 引当金	9,399		
その他資産	17,507	特定債務者 支援引当金	4,000		
動産不動産	62,202	再評価に 係る繰延 税金負債	11,023		
繰延税金 資産	41,736	支払承諾	60,054		
支払承諾 見返	60,054				
貸倒引当金	38,969				
投資損失 引当金	4,955				
		負債の部 合計	2,548,710		
資産の部 合計	2,630,605	差引 正味財産	81,895		
(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。					
2 有価証券には自己株式3,616百万円が含まれております。					
2 平成16年12月7日開催の当行取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、下記のとおり発行いたしました。					
(1) 発行総額 200億円					
(2) 発行価額 額面100円につき金 100円					
(3) 利率 本社債には利息を付さない					
(4) 発行日 平成16年12月24日					
(5) 償還期限 平成18年12月22日					
(6) 募集方法 その他の者に対する 割当の方法による (注) 割当先：野村證券株式会社(割当額 200億円)					
(7) 新株予約権の行使価額 (転換価額) 1株あたり当初435円					
(8) 新株予約権の行使期間 平成16年12月27日から平成18年12月21日まで					

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金預け金	7	346,037	8.84	166,684	6.32	322,374	4.97	322,301	5.00
コールローン		5,686	0.15			10,997	0.17	7,417	0.12
買入金銭債権		928	0.02			20,353	0.31	1,109	0.02
特定取引資産		904	0.02			1,463	0.02	1,551	0.02
商品有価証券				787	0.03				
金銭の信託		3,998	0.10			16,874	0.26	18,000	0.28
有価証券	1,7	679,516	17.36	509,949	19.35	1,361,563	21.01	1,260,644	19.54
貸出金	2,3, 4,5,6, 8	2,686,697	68.64	1,819,655	69.04	4,448,284	68.63	4,542,744	70.41
外国為替	6	1,891	0.05	1,062	0.04	1,809	0.03	2,168	0.03
その他資産	7,9	21,316	0.55	17,507	0.67	42,383	0.65	28,409	0.44
動産不動産	7, 10,11, 14	76,741	1.96	62,202	2.36	134,519	2.08	139,006	2.15
繰延税金資産		59,866	1.53	41,736	1.58	86,612	1.34	94,447	1.46
支払承諾見返		76,257	1.95	60,054	2.28	116,797	1.80	121,065	1.88
貸倒引当金		42,202	1.08	38,969	1.48	70,620	1.09	76,474	1.19
投資損失引当金		3,604	0.09	4,955	0.19	11,741	0.18	10,208	0.16
資産の部合計		3,914,037	100.00	2,635,713	100.00	6,481,672	100.00	6,452,182	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
預金	7	3,431,191	87.66	2,423,862	91.96	5,736,283	88.50	5,778,170	89.55
譲渡性預金		35,073	0.90			80,816	1.25	11,245	0.18
コールマネー	7	28,036	0.72			28,603	0.44	23,911	0.37
債券貸借取引受入担保金	7	38,305	0.98			67,314	1.04	55,134	0.86
借入金	12	75,699	1.93	26,077	0.99	62,582	0.96	101,550	1.57
外国為替		13	0.00	36	0.00	95	0.00	89	0.00
社債	13	60,000	1.53			57,000	0.88	47,000	0.73
信託勘定借		10	0.00			6	0.00	10	0.00
その他負債		14,012	0.36	14,257	0.54	42,658	0.66	27,464	0.43
退職給付引当金		7,385	0.19	9,399	0.36	14,635	0.23	15,099	0.23
特定債務者支援引当金				4,000	0.15				
再評価に係る繰延税金負債	14	14,445	0.37	11,023	0.42	24,198	0.37	24,782	0.38
支払承諾		76,257	1.95	60,054	2.28	116,797	1.80	121,065	1.88
負債の部合計		3,780,432	96.59	2,548,710	96.70	6,230,992	96.13	6,205,524	96.18
(資本の部)									
資本金		50,872	1.30	60,703	2.30	59,364	0.92	59,364	0.92
資本剰余金		33,643	0.86			94,969	1.46	94,969	1.47
資本準備金	15	33,643				59,364		94,969	
その他資本剰余金	15					35,605			
利益剰余金		21,575	0.55	5,156	0.19	36,593	0.56	34,880	0.54
利益準備金	15	12,705		223				12,928	
任意積立金		4,207		7,900		18,341		12,107	
中間(当期)未処分利益 (は中間未処理損失)	15	4,662		2,966		18,251		9,844	
土地再評価差額金	14	21,310	0.55	16,261	0.62	35,698	0.55	36,560	0.56
その他有価証券評価差額金		6,417	0.16	5,258	0.20	24,347	0.38	21,109	0.33
自己株式		214	0.01	377	0.01	294	0.00	227	0.00
資本の部合計		133,605	3.41	87,003	3.30	250,680	3.87	246,657	3.82
負債及び資本の部合計		3,914,037	100.00	2,635,713	100.00	6,481,672	100.00	6,452,182	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		株式会社 西日本銀行		株式会社 福岡シティ銀行		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		48,218	100.00	40,201	100.00	96,286	100.00	130,891	100.00
資金運用収益		36,815		30,830		63,809		101,927	
(うち貸出金利息)		(33,025)		(27,569)		(55,433)		(91,438)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,723)		(2,608)		(8,157)		(10,230)	
信託報酬		5				4		11	
役務取引等収益		8,524		5,343		13,668		21,166	
特定取引収益		5				13		22	
その他業務収益		254		58		9,117		1,021	
その他経常収益		2,612		3,969		9,673		6,742	
経常費用		40,708	84.42	42,454	105.60	83,035	86.24	109,445	83.62
資金調達費用		3,377		2,216		6,224		9,578	
(うち預金利息)		(794)		(1,509)		(1,559)		(2,847)	
役務取引等費用		2,763		6,032		7,276		9,468	
その他業務費用		143		78		1,684		597	
営業経費	1	25,856		17,488		41,015		67,491	
その他経常費用	2	8,567		16,638		26,834		22,309	
経常利益 (は経常損失)		7,510	15.58	2,252	5.60	13,250	13.76	21,445	16.38
特別利益	3	559	1.16	3,111	7.74	594	0.62	1,518	1.16
特別損失	4,5	535	1.12	103	0.26	4,251	4.42	7,463	5.70
税引前中間(当期)純利益		7,533	15.62	755	1.88	9,593	9.96	15,501	11.84
法人税、住民税及び事業税		10	0.02	28	0.07	76	0.08	102	0.08
法人税等調整額		3,019	6.26	5,164	12.85	5,056	5.25	3,094	2.36
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		4,504	9.34	4,437	11.04	4,460	4.63	12,303	9.40
前期繰越利益				1,420					
合併による未処理損失受入額								2,966	
土地再評価差額金取崩額		158		50		862		1,169	
利益準備金取崩額						12,928			
自己株式処分差損								663	
中間(当期)未処分利益 (は中間未処理損失)		4,662		2,966		18,251		9,844	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法		商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。		
2 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
3 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び3(1)と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左
4 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
5 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：5年～10年 (3) 営業権 営業権は商法施行規則の規定に基づき5年の均等償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 (3) 営業権 営業権は商法施行規則の規定に基づき5年の均等償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同 左 (3) 営業権 同 左
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権につい	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権につい	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権につい	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権につい

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>ては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,137百万円であります。</p>	<p>ては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,213百万円であります。</p>	<p>ては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は67,239百万円であります。</p>	<p>ては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という。)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,579百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>なお、当中間会計期間より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、2,276百万円減少しております。</p>			<p>なお、当事業年度より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、4,109百万円増加しております。なお、影響額は旧(株)西日本銀行の計数を基礎として算出しておりますが、合併による影響も含まれております。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及び発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また数理計算上の差異については各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 (会計方針の変更) 従来、実際運用収益が

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
				期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんが、平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当事業年度から未認識年金資産を数理計算上の差異として費用の減額処理の対象としております。これにより前払年金費用が56百万円増加し、税引前当期純利益が同額増加しております。
		(4) 特定債務者支援引当金 支援先である特定債務者の再建計画に基づき、将来発生する可能性のある支援損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	同 左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,948百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は726百万円であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は375百万円であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,363百万円であります。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	株式会社 西日本銀行	株式会社 福岡シティ銀行		
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
11 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。		中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分方式による圧縮積立金の積立及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
		<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は1,461百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行	
		従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年 6月 9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」及び「その他業務費用」に含めて表示しております。

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。		(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>1 子会社の株式総額 28,918百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,103百万円、延滞債権額は121,470百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は34百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,591百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 30,374百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,713百万円、延滞債権額は61,533百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,755百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 55,024百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,592百万円、延滞債権額は161,427百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は349百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,335百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 54,675百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,664百万円、延滞債権額は173,214百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は285百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は109,590百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,199百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、54,574百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>預け金 67百万円 有価証券 178,783百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 15,827百万円 債券貸借取引受入担保金 38,305百万円</p> <p>なお、有価証券のうち50,696百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、中間期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,858百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものではありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は2,920百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は116,001百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,350百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>現金預け金 35百万円 有価証券 55,438百万円 その他資産 6百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 5,218百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券48,203百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,401百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は275,704百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、66,702百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>現金預け金 119百万円 有価証券 336,785百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 22,954百万円 債券貸借取引受入担保金 67,314百万円</p> <p>なお、有価証券のうち133,174百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、中間期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,874百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものではありません。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は6,077百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は296,754百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,625百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>預け金 92百万円 有価証券 327,197百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 21,263百万円 債券貸借取引受入担保金 55,134百万円</p> <p>なお、有価証券のうち135,328百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,718百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものではありません。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度末 (平成17年3月31日)											
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行														
8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、902,514百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが894,079百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は223,823百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが211,161百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,446,296百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,434,858百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,449,815百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,440,608百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,809百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10百万円であります。	9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,045百万円、繰延ヘッジ利益の総額は24百万円であります。	9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,045百万円、繰延ヘッジ利益の総額は24百万円であります。	9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は55百万円であります。	10 動産不動産の減価償却累計額 39,352百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 35,551百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 71,295百万円	10 動産不動産の減価償却累計額 71,107百万円	11 動産不動産の圧縮記帳額 6,291百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 2,312百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 8,631百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 1百万円)	11 動産不動産の圧縮記帳額 8,792百万円 (当事業年度圧縮記帳額 4百万円)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,900百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債40,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額により算出</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める『近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算出する方法』によっております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金61,300百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債57,000百万円でありませす。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>15 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、当中間会計期間中に資本準備金及び利益準備金を取り崩しております。これに伴い、資本準備金は35,605百万円、利益準備金は12,928百万円減少し、その他資本剰余金は35,605百万円、中間未処分利益は12,928百万円増加しております。</p>	<p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金99,900百万円が含まれております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債47,000百万円でありませす。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 43,949百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 1,126百万円 その他 342百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却2,102百万円、貸倒引当金繰入額4,337百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 576百万円 その他 5百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,488百万円、貸倒引当金繰入額3,776百万円、特定債務者支援引当金繰入額4,000百万円及び投資損失引当金繰入額4,946百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、償却債権取立益3,090百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,142百万円 その他 610百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却5,161百万円、貸倒引当金繰入額18,916百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、減損損失2,445百万円及び合併関連費用1,469百万円を含んでおります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県内 主な用途 遊休資産等 15カ所 廃止予定店舗 19カ所 種類 土地建物動産 減損損失額 遊休資産等 693百万円 (うち土地 622百万円) (うち建物 51百万円) (うち動産 19百万円) 廃止予定店舗 464百万円 (うち土地 177百万円) (うち建物 287百万円)</p> <p>(ロ)福岡県外 主な用途 遊休資産等 11カ所 廃止予定店舗 5カ所 種類 土地建物 減損損失額 遊休資産等 506百万円 (うち土地 495百万円) (うち建物 11百万円) 廃止予定店舗 780百万円 (うち土地 685百万円) (うち建物 94百万円) 上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,445百万円)として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 3,195百万円 その他 854百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却7,132百万円、貸倒引当金繰入額9,901百万円及び投資損失引当金繰入額2,578百万円を含んでおります。</p> <p>4 その他の特別損失4,581百万円は、合併関連費用であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
		<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産等</p> <p>店舗・社宅跡地等</p> <p>廃止予定店舗</p> <p>廃止が機関決定された店舗等</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>遊休資産等</p> <p>各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>廃止予定店舗</p> <p>廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうの金額であり、正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は割引前将来キャッシュ・フローを4.9%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	

[前へ](#)

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,375百万円 その他 百万円 合計 9,375百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,496百万円 その他 百万円 合計 4,496百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,878百万円 その他 百万円 合計 4,878百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,621百万円 1年超 3,257百万円 合計 4,878百万円 <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 728百万円 減価償却費相当額 728百万円 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,309百万円 その他 1,664百万円 合計 6,973百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,144百万円 その他 627百万円 合計 3,772百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,165百万円 その他 1,036百万円 合計 3,201百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,190百万円 1年超 2,197百万円 合計 3,387百万円 <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 747百万円 減価償却費相当額 657百万円 支払利息相当額 83百万円 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 10,722百万円 その他 1,843百万円 合計 12,566百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,417百万円 その他 1,836百万円 合計 8,253百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,304百万円 その他 7百万円 合計 4,312百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,724百万円 1年超 2,587百万円 合計 4,312百万円 <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 1,013百万円 減価償却費相当額 1,013百万円 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 15,200百万円 その他 1,843百万円 合計 17,044百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,795百万円 その他 849百万円 合計 10,644百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,405百万円 その他 994百万円 合計 6,399百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,384百万円 1年超 4,015百万円 合計 6,399百万円 <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,101百万円 減価償却費相当額 2,101百万円

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)

(株式会社西日本銀行)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(株式会社福岡シティ銀行)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

前事業年度末(平成17年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
株式会社西日本銀行	株式会社福岡シティ銀行		
<p>1 株式会社福岡シティ銀行と当行は、平成16年6月29日開催の当行第94期定時株主総会及び株式会社福岡シティ銀行の第136期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、株式会社福岡シティ銀行の平成16年6月28日開催の第一回優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決された合併契約書に基づき、平成16年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社福岡シティ銀行の資産・負債その他の権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎ、商号を「株式会社西日本シティ銀行」に変更いたしました。</p> <p>合併に関する事項の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 当行は、合併に際して、普通株式183,636,334株を発行し、合併期前日の株式会社福岡シティ銀行の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された各株主(実質株主を含む。以下同じ)に対し、その所有する同行の普通株式1株につき当行の普通株式0.7株の割合をもって割当交付いたしました。</p> <p>また、当行は、合併に際して、第1回優先株式70,000,000株を発行し、合併期前日の株式会社福岡シティ銀行の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する同行の第1回優先株式1株につき当行の第1回優先株式1株の割合をもって割当交付いたしました。</p> <p>(2) 当行は、合併により、資本剰余金52,918百万円(株式会社西日本銀行が所有する株式会社福岡シティ銀行の株式消却後の金額)、利益剰余金5,156百万円、土地再評価差額金16,261百万円、その他有価証券評価差額金5,279百万円、自己株式 3,651百万円を増加させました。なお、資本金の増加はありません。この結果、資本金は50,872百万円、資本剰余金86,562百万円、利益剰余金26,732百万円、土地再評価差額金37,571百万円、その他有価証券評価差額金11,697百万円、自己株式 3,865百万円となりました。</p>		<p>株式会社西日本銀行と当行は、平成16年6月29日開催の当行第136期定時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)および株式会社西日本銀行の第94期定時株主総会において、また、当行の平成16年6月28日開催の第一回優先株式にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました合併契約書に基づき、平成16年10月1日をもって合併し、当行は、株式会社西日本銀行に、資産・負債その他の権利義務の一切ならびに従業員を引き継ぎました。</p>	

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行			
(3) 当行が株式会社福岡シティ銀行より引き継いだ資産・負債の内訳は次のとおりであります。					
科目	金額 (百万円)	科目	金額 (百万円)		
(資産の部)		(負債の部)			
現金預け金	166,684	預金	2,423,862		
商品 有価証券	787	借入金	26,077		
有価証券	504,841	外国為替	36		
貸出金	1,819,655	その他負債	14,257		
外国為替	1,062	退職給付 引当金	9,399		
その他資産	17,507	特定債務者 支援引当金	4,000		
動産不動産	62,202	再評価に 係る繰延 税金負債	11,023		
繰延税金 資産	41,736	支払承諾	60,054		
支払承諾 見返	60,054				
貸倒引当金	38,969				
投資損失 引当金	4,955				
		負債の部 合計	2,548,710		
資産の部 合計	2,630,605	差引 正味財産	81,895		
(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。					
2 有価証券には自己株式3,616百万円が含まれております。					
2 平成16年12月7日開催の当行取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、下記のとおり発行いたしました。					
(1) 発行総額 200億円					
(2) 発行価額 額面100円につき金 100円					
(3) 利率 本社債には利息を付さない					
(4) 発行日 平成16年12月24日					
(5) 償還期限 平成18年12月22日					
(6) 募集方法 その他の者に対する 割当の方法による (注)割当先：野村證券株式会社(割当額200億円)					
(7) 新株予約権の行使価額 (転換価額) 1株あたり当初435円					
(8) 新株予約権の行使期間 平成16年12月27日から平成18年12月21日まで					

(2) 【信託財産残高表】

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		金額(百万円)	構成比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
動産不動産	1,581	91.16			1,539	91.25
銀行勘定貸	10	0.59			6	0.40
現金預け金	143	8.25			140	8.35
合計	1,734	100.00			1,686	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)				当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	
	株式会社西日本銀行		株式会社福岡シティ銀行		金額(百万円)	構成比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
包括信託	1,734	100.00			1,686	100.00
合計	1,734	100.00			1,686	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 百万円、当中間会計期間末 百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第95期) | 自 平成16年4月1日
至 平成17年3月31日 | 平成17年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書 | | | 平成17年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 発行登録追補書類 | | | 平成17年9月14日
福岡財務支局長に提出。 |
| (4) 発行登録書
及びその添付書類 | | | 平成17年10月28日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | 平成17年12月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月27日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古 屋 泰 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 能 利 生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行（旧会社名 株式会社西日本銀行）の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行（旧会社名 株式会社西日本銀行）及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- （重要な後発事象）1に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日を合併期日として株式会社福岡シティ銀行と合併した。
- （重要な後発事象）2に記載されているとおり、会社は平成16年12月24日に無担保転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月27日

株式会社西日本シティ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土井良延 英

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松尾政治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡シティ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡シティ銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の項に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日付で株式会社西日本銀行と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥村勝美

指定社員
業務執行社員 公認会計士 古屋泰生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東能利生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月27日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	奥	村	勝	美
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	古	屋	泰	生
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	東		能	利 生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行（旧会社名 株式会社西日本銀行）の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行（旧会社名 株式会社西日本銀行）の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- （重要な後発事象）1に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日を合併期日として株式会社福岡シティ銀行と合併した。
- （重要な後発事象）2に記載されているとおり、会社は平成16年12月24日に無担保転換社債型新株予約権付社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月27日

株式会社西日本シティ銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行役員 公認会計士 土井良延英

指定社員
業務執行役員 公認会計士 松尾政治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡シティ銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第137期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡シティ銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の項に記載されているとおり、会社は平成16年10月1日付で株式会社西日本銀行と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	奥	村	勝	美
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	古	屋	泰	生
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	東		能	利 生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。